



# 金沢市公報

## 号外第22号

平成22年(2010年)9月24日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ	
<b>条 例</b>		金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例 (都市計画課) 4
市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 (職員課) 1	1	金沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 (消防総務課) 6
金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例 (税務課) 1	1	金沢市火災予防条例の一部を改正する条例 (予防課) 6
金沢市公民館設置条例の一部を改正する条例 (生涯学習課) 2	2	金沢市手数料条例の一部を改正する条例 (財政課) 6
金沢市図書館条例の一部を改正する条例 (金沢西部図書館開設準備室) 3	3	
金沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例 (歩ける環境推進課) 3	3	

## 条 例

市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年9月24日

金沢市長 山 出 保

### ◎金沢市条例第39号

市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

市長等の給与の特例に関する条例（平成14年条例第56号）の一部を次のように改正する。  
第1条ただし書を削る。

附則第5項中「第1条本文」を「第1条」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、退職手当の算定の基礎となる給料月額は、第1条の規定による額とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に退職した者に係る退職手当の算定の基礎となる給料月額については、改正後の第1条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年9月24日

金沢市長 山 出 保

### ◎金沢市条例第40号

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

金沢市税賦課徴収条例（昭和25年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条の2の次に次の1条を加える。

(電子情報処理組織による申告等)

第3条の3 市長は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）その他の法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則（以下この条において「条例等」という。）の規定に基づき市長に対して行われる申告、申請、届出その他の通知（以下この条において「申告等」という。）のうち、条例等の規定により書面等（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。以下この条において「情報通信技術利用法」という。）第2条第3号に規定する書面等をいう。以下この条において同じ。）により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市長が別に定めるところにより、電子情報処理組織（市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と当該申告等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申告等については、当該申告等を書面等により行うものとして規定した条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた申告等は、同項の市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に市に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、市長は、当該申告等に関する条例等の規定により署名等（情報通信技術利用法第2条第4号に規定する署名等をいう。以下この項において同じ。）をすることとしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって市長が別に定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

第11条中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

附 則

この条例は、平成22年12月20日から施行する。

金沢市公民館設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年9月24日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第41号

金沢市公民館設置条例の一部を改正する条例

金沢市公民館設置条例（昭和24年条例第408号）の一部を次のように改正する。

別表地区公民館の表金沢市湖南公民館の項を次のように改める。

金沢市湖南公民館	金沢市八田町東1459番地1
----------	----------------

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

金沢市図書館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年9月24日

金沢市長 山 出 保

### ◎金沢市条例第42号

金沢市図書館条例の一部を改正する条例

金沢市図書館条例（昭和54年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

金沢市立金沢海みらい図書館	金沢市寺中町イ1番地1
---------------	-------------

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

金沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年9月24日

金沢市長 山 出 保

### ◎金沢市条例第43号

金沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

金沢市自転車等駐車場条例（平成3年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第11条の次に次の1条を加える。

（費用の徴収）

第11条の2 市長は、前条の規定による自転車等の移動、保管その他の措置に要した費用（以下「返還手数料」という。）を当該自転車等の所有者又は使用者から徴収することができる。

2 返還手数料の額は、別表第3のとおりとする。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、返還手数料を免除することができる。

第17条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

（暫定自転車等駐車場）

第17条 市長は、別表第1に掲げる駐車場のほか、市長が指定する施設を自転車等の駐車のための暫定的な施設（以下「暫定自転車等駐車場」という。）として利用に供することができる。

2 暫定自転車等駐車場の名称、位置、駐車できる自転車等の区分、自転車等の入場及び出場の時間並びに利用に供する期間は、市長が別に告示する。

3 第4条及び第6条から第11条の2までの規定は、前項の規定による告示のあった暫定自転車等駐車場について準用する。

別表第1中「（第3条関係）」を「（第3条、第17条関係）」に改める。

別表第2の次に次の1表を加える。

## 別表第3 (第11条の2関係)

区 分	返還手数料
自転車	1,500円
原動機付自転車	3,000円
小型自動二輪車及び大型自動二輪車等	4,500円

## 附 則

- この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 改正後の金沢市自転車等駐車場条例（以下「新条例」という。）第11条の2の規定は、この条例の施行の日以後の期間において新条例第4条に規定する利用期間を超えて駐車してある新条例第2条第5号に規定する自転車等について適用する。

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年9月24日

金沢市長 山 出 保

## ◎金沢市条例第44号

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成16年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

59	イータウンかなざわ地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された金沢都市計画イータウンかなざわ地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
----	---------------------	---

別表第2に次の1号を加える。

59 イータウンかなざわ地区地区整備計画区域

計画地区	制 限
拠点サービス地区 A	用途の制限 (1) 畜舎又はサイロ (2) 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 (3) ゴルフ練習場、バッティング練習場、自動車教習所又はカラオケボックス（コンテナに類する形状のものに限る。） (4) 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (5) 法別表第2（り）項第3号及び第4号に掲げる建築物 (6) 風営法第2条第1項第1号から第6号までに掲げる営業の用に供する建築物

	壁面の位置の制限	建築物の壁面等から道路境界線又は隣地若しくは水路の境界線までの距離の最低限度は、1メートルとする。
	垣又はさくの構造の制限	道路に面して垣又はさくを設ける場合は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 生け垣、植栽又は高さが1.1メートル以下の透過性のフェンス (2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの (3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.1メートル以下のものに限る。）
拠点サービス地区B	用途の制限	(1) 畜舎又はサイロ (2) ゴルフ練習場、バッティング練習場、自動車教習所又はカラオケボックス（コンテナに類する形状のものに限る。） (3) 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (4) 法別表第2（り）項第3号及び第4号に掲げる建築物 (5) 風営法第2条第1項第1号から第6号までに掲げる営業の用に供する建築物
	壁面の位置の制限	建築物の壁面等から道路境界線又は隣地若しくは水路の境界線までの距離の最低限度は、1メートルとする。
	垣又はさくの構造の制限	道路に面して垣又はさくを設ける場合は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 生け垣、植栽又は高さが1.1メートル以下の透過性のフェンス (2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの (3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.1メートル以下のものに限る。）

別表第3に次のように加える。

4	イータウンかなざわ地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された金沢都市計画イータウンかなざわ地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
---	---------------------	---

附 則

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

金沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年9月24日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第45号

金沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

金沢市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第35号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第7項第1号中「若しくは第4号」を「、第5号若しくは第10号」に改め、同項第2号中「第4条第2項第3号」の次に「、第8号、第9号又は第13号」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年9月24日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第46号

金沢市火災予防条例の一部を改正する条例

金沢市火災予防条例（昭和37年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第29条の5に次の1号を加える。

(6) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に複合型居住施設用自動火災報知設備を複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成22年総務省令第7号）第3条第2項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

附 則

この条例は、平成22年12月1日から施行する。

金沢市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年9月24日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第47号

金沢市手数料条例の一部を改正する条例

金沢市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第118号の項中「580,000円」を「530,000円」に、「900,000円」を「820,000円」に、「1,090,000円」を「990,000円」に、「1,210,000円」を「1,100,000円」に、「1,540,000円」を「1,400,000円」に、「

1件につき	1,800,000円
-------	------------

」を

「  
1 件につき 1,640,000円」に、「4,230,000円」を「3,850,000円」に、  
」  
「5,590,000円」を「5,090,000円」に、「6,910,000円」を「6,290,000円」に、  
「1,230,000円」を「1,120,000円」に、「1,460,000円」を「1,330,000円」に、  
「1,630,000円」を「1,480,000円」に、「2,010,000円」を「1,830,000円」に、  
「2,330,000円」を「2,120,000円」に、「4,760,000円」を「4,330,000円」に、  
「6,120,000円」を「5,570,000円」に、「7,440,000円」を「6,770,000円」に、  
「6,320,000円」を「5,750,000円」に、「7,970,000円」を「7,250,000円」に、  
「11,800,000円」を「10,700,000円」に改め、同表第123号の項中「450,000円」を  
「410,000円」に、「590,000円」を「540,000円」に、「770,000円」を「700,000円」に、  
「1,010,000円」を「920,000円」に、「1,140,000円」を「1,040,000円」に、  
「1,760,000円」を「1,600,000円」に、「2,000,000円」を「1,820,000円」に、  
「2,230,000円」を「2,030,000円」に、「540,000円」を「490,000円」に、「690,000  
円」を「630,000円」に、「1,040,000円」を「950,000円」に、「1,440,000円」を  
「1,310,000円」に、「1,810,000円」を「1,650,000円」に、「3,490,000円」を  
「3,180,000円」に、「4,280,000円」を「3,890,000円」に、「4,890,000円」を  
「4,450,000円」に、「10,000,000円」を「9,100,000円」に、「13,600,000円」を  
「12,400,000円」に、「18,700,000円」を「17,000,000円」に改め、同表第125号の項中  
「340,000円」を「310,000円」に、「450,000円」を「410,000円」に、「790,000円」を  
「720,000円」に、「1,010,000円」を「920,000円」に、「1,270,000円」を「1,160,000  
円」に、「3,110,000円」を「2,830,000円」に、「3,810,000円」を「3,470,000円」に、  
「4,400,000円」を「4,000,000円」に、「2,920,000円」を「2,660,000円」に、  
「3,500,000円」を「3,190,000円」に、「5,260,000円」を「4,790,000円」に改める。

## 附 則

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

平成22年(2010年)9月24日 印刷  
平成22年(2010年)9月24日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄